

**新旧対照表**  
**【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通關の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">蔵関第 582 号 平成 8 年 7 月 19 日 改正 蔵関第 290 号 平成 9 年 3 月 31 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 722 号 平成 15 年 7 月 11 日 改正 財関第 1289 号 平成 17 年 10 月 13 日 改正 財関第 1207 号 平成 19 年 9 月 20 日 改正 財関第 1439 号 平成 23 年 12 月 27 日 改正 財関第 784 号 平成 28 年 6 月 24 日 <u>改正 財関第 1120 号</u> <u>令和 2 年 12 月 28 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があつたので、平成 19 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別 紙</p> <p style="text-align: right;">8 水研第 0688 号 平成 8 年 7 月 10 日 改正 8 水研第 0972 号 平成 8 年 11 月 29 日 改正 8 水研第 1010 号 平成 8 年 12 月 27 日 改正 12 水漁第 3696 号 平成 13 年 1 月 5 日</p>	<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通關の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">蔵関第 582 号 平成 8 年 7 月 19 日 改正 藏関第 290 号 平成 9 年 3 月 31 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 722 号 平成 15 年 7 月 11 日 改正 財関第 1289 号 平成 17 年 10 月 13 日 改正 財関第 1207 号 平成 19 年 9 月 20 日 改正 財関第 1439 号 平成 23 年 12 月 27 日 改正 財関第 784 号 平成 28 年 6 月 24 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があつたので、平成 19 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別 紙</p> <p style="text-align: right;">8 水研第 0688 号 平成 8 年 7 月 10 日 改正 8 水研第 0972 号 平成 8 年 11 月 29 日 改正 8 水研第 1010 号 平成 8 年 12 月 27 日 改正 12 水漁第 3696 号 平成 13 年 1 月 5 日</p>

新旧対照表  
【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】  
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
改正 15 水推第3535号 平成15年6月30日 改正 17 消安第6858号 平成17年10月7日 改正 19 消安第3952号 平成19年9月19日 改正 23 消安第4629号 平成23年12月20日 改正 27 消安第6428号 平成28年6月10日 <u>改正 2 消安第4116号</u> <u>令和2年12月21日</u>	改正 15 水推第3535号 平成15年6月30日 改正 17 消安第6858号 平成17年10月7日 改正 19 消安第3952号 平成19年9月19日 改正 23 消安第4629号 平成23年12月20日 改正 27 消安第6428号 平成28年6月10日
財務省関税局長 殿	財務省関税局長 殿
農林水産省消費・安全局長	農林水産省消費・安全局長
水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて	水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて
水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年農林水産省令第3号）が平成28年1月27日付けで公布され、平成28年7月27日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年7月27日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしくお願いします。	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年農林水産省令第3号）が平成28年1月27日付けで公布され、平成28年7月27日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年7月27日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしくお願いします。
記	記
1 対象となる水産動物	1 対象となる水産動物
水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。） <u>第13条第1項</u> により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「規則」という。） <u>第1条</u> に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。	水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。） <u>第13条の2第1項</u> により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「規則」という。） <u>第1条の2</u> に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。

**新旧対照表**  
**【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあっては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。	なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあっては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。
水産動物	水産動物
(省略)	(省略)
<b>2 輸入の際の取扱い</b>  上記1の水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）の輸入に際し、法第14条第1項に規定する「輸入防疫対象疾病的病原体を広げるおそれがない」ことを確認するため、動物検疫所職員は輸入水産動物の健康状態等を目視で検査するとともに、必要がある場合には水産動物等の一部を採取し精密検査する。  検査を実施する場所は、水産動物等が輸入される空港又は海港（以下「空港等」という。）の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の検査場及び動物検疫所が設置される空港等内のあらかじめ動物検疫所により確認された場所とする。このため、動物検疫所が設置されていない空港等に水産動物等が輸入される場合には、貨物到着後、当該水産動物等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に水産動物等を動物検疫所が設置されている空港等に輸送させた上で、検査を行うため、輸入者から税関に対しその旨、申出があった場合は、関税法（昭和29年法律第61号）上必要な手続（他所蔵置の許可及び保税運送）をとらせた上、動物検疫所職員による検査が受けられるよう対処願いたい。  上記検査及び申請内容の審査の結果、水産動物等の輸入を許可した場合には、法第13条第4項の規定により農林水産大臣は「輸入許可証」（規則別記様式第二号）を輸入者に交付する。  輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証又はその写しを提出させるので、これをもって関税法第70条に規定する他の法令の証明とされたい。	<b>2 輸入の際の取扱い</b>  上記1の水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）の輸入に際し、法第13条の3第1項に規定する「輸入防疫対象疾病的病原体を広げるおそれがない」ことを確認するため、動物検疫所職員は輸入水産動物の健康状態等を目視で検査するとともに、必要がある場合には水産動物等の一部を採取し精密検査する。  検査を実施する場所は、水産動物等が輸入される空港又は海港（以下「空港等」という。）の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の検査場及び動物検疫所が設置される空港等内のあらかじめ動物検疫所により確認された場所とする。このため、動物検疫所が設置されていない空港等に水産動物等が輸入される場合には、貨物到着後、当該水産動物等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に水産動物等を動物検疫所が設置されている空港等に輸送させた上で、検査を行うため、輸入者から税関に対しその旨、申出があった場合は、関税法（昭和29年法律第61号）上必要な手続（他所蔵置の許可及び保税運送）をとらせた上、動物検疫所職員による検査が受けられるよう対処願いたい。  上記検査及び申請内容の審査の結果、水産動物等の輸入を許可した場合には、法第13条の2第4項の規定により農林水産大臣は「輸入許可証」（規則別記様式第二号）（別紙）を輸入者に交付する。
3 (省略)	3 (同左)
(削除)	別紙 別記様式第二号（第一条の四関係） (省略)